

令和6年度やまぐちZEH宿泊体験事業協力事業者募集要項

1 事業の目的

山口県内で住宅購入等を検討しているご家族等又は体験した内容を多くの方に語っていただける方（地球温暖化防止活動推進員、ぶちエコサポーター等）を対象に、ZEH（ネット・ゼロ・エネルギー・ハウス）の断熱基準又はそれに準ずる基準を満たした施設（以下「宿泊施設」という。）の宿泊体験を実施し、高断熱・省エネ住宅の良さを実感していただくものです。

また、その体験事例等を広く情報発信することで、山口県内での新築住宅におけるZEHの普及を図ることを目的とするものです。

2 事業の実施主体

本事業の実施主体は、山口県、山口県が業務を委託する山口県地球温暖化防止活動推進センター（以下「事務局」という。）及び、宿泊体験の実施協力が可能なハウスメーカー・工務店等（以下「協力事業者」という。）とします。

3 募集の内容

ZEH 基準の断熱性能を備えた高断熱住宅での宿泊体験を実施するとともに、アンケート等により宿泊体験事例を取りまとめ、ZEH の良さを県民に広く情報発信するものであり、山口県内にある宿泊施設により ZEH 宿泊体験の実施協力が可能な協力事業者を募集するものです。

事業の名称	やまぐちZEH宿泊体験事業
事業期間	令和6年6月1日（土）から令和7年2月28日（金） ※宿泊体験実施期間は、上記の期間で協力事業者と山口県との合意する期間
申込期間	令和6年4月1日（月）～令和6年11月29日（金）
宿泊体験を実施する宿泊施設の仕様	ZEH強化外皮基準（H28省エネ基準を満たした上で、UA値0.6（4～7地域）以下）を充たしていること
宿泊対象者	以下の(1)～(4)のすべてに該当すること (1) 山口県内で住宅の新規購入及び建て替え及びリフォームを検討しているご家族等又は体験した内容を多くの方に発信いただける方（地球温暖化防止活動推進員、ぶちエコサポーター等）であること (2) 未成年者のみの利用でないこと (3) アンケート調査（匿名での公開に同意）に応じること (4) 当日、申込者本人を確認できる運転免許証などを提示すること
山口県及び事務局が実施すること	(1) 県民への広報（山口県ホームページ等における本事業の周知） ・宿泊体験者の募集案内や協力事業者の連絡先等を掲載 ・ZEH宿泊体験事例やZEHの良さについて掲載 (2) 宿泊体験申込の事業者への取次ぎ (3) ZEH広報のためのパンフレット及びアンケートの作成 (4) アンケート結果及び実績のとりまとめ

<p>協力事業者が実施すること</p>	<ul style="list-style-type: none"> (1) 宿泊体験者の対応及び宿泊体験の実施 <ul style="list-style-type: none"> ・ 宿泊体験に必要なとなる備品の準備 ・ 宿泊施設に係る問合せ対応及び宿泊体験申込の受付 ・ 宿泊体験に係る宿泊者との事前調整 ・ モデルハウスにおける宿泊体験者対応（ZEHの良さなどの説明） ・ 宿泊体験者に対するアンケートの実施及び回収 ※ZEHアンケートについては山口県で作成している様式を使用 (2) 設備、備品等 <ul style="list-style-type: none"> ・ 宿泊体験に係る下記の基本事項について対応すること ・ 冷蔵庫、風呂、トイレが使用可能であること ・ リネン品など宿泊に必要な基本的な備品を準備すること ※個人使用のもの（衣類、化粧品等）は宿泊者にて準備 (3) アンケート及び宿泊体験実施の実績報告 <ul style="list-style-type: none"> ・ 回収した宿泊体験者へアンケート結果及び宿泊体験の実績について、月ごとに取りまとめ、翌月末日までに事務局に報告すること (4) 費用負担 <ul style="list-style-type: none"> ・ 宿泊体験を実施するために必要となる費用は、協力事業者が負担すること (5) トラブル等の対応 <ul style="list-style-type: none"> ・ 宿泊施設や備品を破損した場合や宿泊体験者の事故については、協力事業者と宿泊体験者の間で対処すること (6) 個人情報の適正な管理 <ul style="list-style-type: none"> ・ 山口県個人情報保護条例を遵守し、個人情報を適正に管理すること (7) その他 <ul style="list-style-type: none"> ・ 宿泊体験の実施に際しては、各種法令を遵守すること ・ 宿泊体験者から障がいによる配慮の申し出があった場合、合理的配慮に努めること ・ 宿泊体験者募集のホームページに必要な当該宿泊施設の写真を提供すること ・ 宿泊体験事業に関する情報発信にできる限り協力すること ・ 宿泊体験者に対して過度な営業活動を行わないこと
---------------------	---

4 応募資格

本事業の対象となる応募者は、以下の(1)～(5)の条件をすべて満たすハウスメーカー、工務店等とします。

- (1) ZEHビルダー又はZEHプランナーであること
- (2) 山口県内に仕様を満たすモデルハウスを有していること
- (3) 暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成3年法律第77号）第32条第1項各号に掲げるものでないこと
- (4) 地方自治法施行令第167条の4第2項各号のいずれにも該当しないこと。なお、その者を代理人、支配人その他の使用人又は入札代理人として使用する者についても、また同様とする。
- (5) 山口県暴力団排除条例第2条第4号で定める暴力団事務所に該当しないこと

5 応募手続き

協力事業者への応募を希望する場合の応募手続きは以下のとおりです。本要項を確認の上、必要な書類を提出してください。

(1) 応募書類

応募に当たり提出が必要となる書類は、次①～④のとおりです。

①協力申込書（様式1）

②宿泊者利用規約（別紙1）

注1）すでに利用規約を作成している場合は、この様式によりません

注2）作成いただいた宿泊者利用規約は、ホームページに掲載します。

③ZEHビルダー又はZEHプランナー登録証の写し

④宿泊施設のBELS評価書（UA値の記載のあるもの）又はUA値を確認できる書類

※前年度に協力事業者へご登録いただいている事業者は、②～④を省略できます。

(2) 受付期間

令和6年4月1日（月）～令和6年11月29日（金）

(3) 応募書類の提出先等

応募書類1部を下記提出先に郵送またはメールにてご提出下さい。

郵便番号：753-8501

山口市滝町1-1 山口県環境生活部環境政策課地球温暖化対策班

e-mail：a15500@pref.yamaguchi.lg.jp

(4) 注意事項

- ・提出書類の返却は致しません。
- ・FAXによる申請書類の提出はご遠慮願います。
- ・応募書類に不備があった場合には、追加の書類を求めることがあります。

6 募集に関する質問の受付

(1) 受付時間

令和6年4月1日（月）～令和6年11月29日（金）※土・日・祝祭日を除く

(2) 質問方法

メール、電話、ファックスのいずれかでご質問ください。

e-mail：a15500@pref.yamaguchi.lg.jp

電話：083-933-2690（8:30～17:15）

FAX：083-933-3049

※メール、ファックスによる場合、ZEH宿泊体験事業への質問であることを明記してください。

7 スケジュール（今後の予定）

令和6年 4月 1日（月） 協力事業者募集、質問受付開始（募集要項等配布開始）

令和6年 6月 1日（土） 事業開始（宿泊受付、宿泊体験開始）

令和6年11月29日（金） 協力事業者の募集及び質問受付終了

令和7年 2月28日（金） 宿泊体験事業終了

8 その他

ご応募いただいた協力事業者の方は、山口県環境政策課 Web サイトに本事業の趣旨に賛同いただいた「やまぐち ZEH 体験宿泊事業」協力事業者として、事業者名、所在地の掲載をさせていただく予定です。

【問合せ先】

山口県環境政策課地球温暖化対策班
担当：黄波戸